「理性の事実」における事実性について

西　田　雅　弘

一般にカント哲学は，主観的観念論と捉えられてドイツ観念論の系譜に位置づけられる。このような位置づけがカント以後の特定の思想史的観点を前提していることは言うまでもなかろう。例えばC. L. ミシュレは，カントからヘーゲルまでのドイツ哲学のうちに，主観的観念論—客観的観念論—絶対的観念論という系譜を想定して，カントを主観的観念論におけるフィヒテの先駆に位置づけている(1)。言うまでもなく，ミシュレは19世紀前半のヘーゲル中央派の1人である。しかしカントには，カント固有の関心と状況と主張があった。つまりカント自身は，ドイツ観念論の先駆の顔つきとは別の顔つきを持っていたのである。

E. アディケスは，フィヒテ以来のカント理解について「カントが実際にあったよりも，またカント自身があろうとしたよりもカントをいっそう首尾一貫したものにしようとし」，そのためにカントの観念論を特徴づける実在論的基礎，すなわち物自体の存在を払拭してしまった，と見ている(2)。新カント学派についても，カントだけでなく自分自身をも売り出そうとして「自分自身と自分の見解を持ち込んでおいて，それをカントの中に見つけ出したと信じた」と見ている。特定の箇所に一面的に固執して，他の多くの箇所を無理に曲げあるいは無視する取り扱いに対して，アディケスは広範な文献学的検討を背景に「カント問題の純粋に歴史的な取り扱い」を提案し，物自体の議論に限定してではあるが，「カントの真の精神的な顔つきを歴史的に忠実に描き出す」ことを試みている。

本稿は，アディケスの提案に賛同しつつ，通常の観念論的なカント理解のアキレス腱とも言える「理性の事実」について，特定の箇所に固執するのではなく，できるだけ広範な視野からこれを捉え直そうとする試みである(3)。カント哲学をカント自身の時代と社会の中に蘇生させることは，本稿でも隠れたモチーフになっている(4)。

(一)『実践理性批判』における事実概念

『実践理性批判』の意図は「純粋な実践理性が存在すること」(V00306)，つまり理性が純粋な理性として現実に実践的であることを確証する点にあった。実践理性は欲求能力の手助けをするという仕方で意志規定にかかわるだけでなく，単独にそれだけで純粋な理性としても意志を規定することができるということを明らかにして，そのことのうちに道徳性の原理的な根拠を見出そうとしたのである。そのためにカントは「自由という性質が人間の意志に実際に帰属していること」(V01522)を示して見せようとした。というのも，道徳的な義務意識の分析によれば，義務の意識とは，意志規定に際して欲求能力と実践理性が対立する場合に，実践理性の側から働く強制の意識に他ならず，したがって実践理性は欲求能力の自然必然性から独立の別種の意志規定の根拠と見なされ，それゆえ自由と考えられたからである。そして「道徳法則」という概念を持ち出してきて，「自由は道徳法則の存在根拠 ratio essendi であり，道徳法則は自由の認識根拠 ratio cognoscendi である」(VA00405)という仕方で，道徳法則と自由が表裏一体のものであると見なした。したがって，純粋理性が実践的であることを確証するという当初の意図は，この道徳法則の実在性如何という問題に収斂することになった。

しかし『実践理性批判』の議論は釈然としない。「分析論」の前半で，定義，定理，根本法則という形で原則が展開され，続いて原則の演繹という段になったところで以下のように述べられている。

たとえ経験のうちにそれが厳密に守られているいかなる実例も探し求めることができないにしても，道徳法則はいわば純粋理性の事実 Faktum として与えられており，この事実をわれわれはアプリオリに意識し，この事実は確然的に確実である。したがって，道徳法則の客観的実在性はいかなる演繹によっても，理論理性，思弁理性あるいは経験的に支持された理性のいかなる努力によっても，証明され得ない。（V04711）

道徳法則の実在性の演繹は「いわば純粋理性の事実」という一言で唐突に片付けられてしまう。『純粋理性批判』の「純粋悟性概念の演繹」のような議論を期待している者にとっては釈然としないという印象が残らざるを得ない。

このような議論の展開の仕方に加えて，「理性の事実」という表現そのものにも釈然としない点がある。例えば『道徳の形而上学』では次のように述べられている。

どんな事実 Faktum（Tatsache）もすべて現象における（感官の）対象である。これに対して純粋理性によってだけ表象され得るもの，経験のうちにはいかなる対象も適切に与えられ得ないところの理念に数え入れられなければならないもの，……これは物自体そのものである。（VI37129）

『実践理性批判』以外の著作で事実概念がどのような意味でどのように用いられているかを検討してみると，この箇所に代表されるように，それはもっぱら「現象における感官の対象」という意味で用いられ，純粋理性によって表象される「理念」の対概念と見なされている。アカデミー版カント全集の第VI巻以降のいわゆる時評的著作における事実概念は，大体こういう意味でくくることができるように思われる(5)。もしこのように「事実」が「理念」の対概念だとすれば，「理性の事実」という表現そのものに論理的不整合が潜んでいることにならないのだろうか。『実践理性批判』

によれば，「根本法則の意識」は「純粋な直観にも経験的な直観にも，およそ直観には根拠づけられないアプリオリな総合的命題として，それ自身だけでわれわれに迫り来る」（V03127）ことになっている。「理性の事実」という概念構成そのものに不整合があるのではないか。

この不整合は「いわば gleichsam」という言い回しによって退けられている，という見方が成り立つかもしれない。カントは原則の演繹の箇所で道徳法則の意識が事実であるかどうかを問題にしているのではなく，「事実のようなもの」という比喩表現に重要な含蓄を込めようとしているのだ，したがってこの比喩の背後に隠された真意を探ることこそが大切だ，という見方である。このような見方において「理性の事実」の事実性は極めて希薄である。しかし，他の箇所では明晰な表現を好む著者が理論的に最も重要な箇所にだけは比喩表現がふさわしいと考えるだろうか。

次のような見方は比較的説得力があるかもしれない。内的な意識の領域にも外界と同じように現象と物自体の区別が導入されているとすれば，道徳法則の意識は内的現象として内的直観の対象なのだから，それを事実と言うことに何の不都合もない，道徳法則の意識は文字通り「事実」なのだ，という見方である。しかしもしそうであるなら，何も「いわば」という曖昧な言い回しを用いる必要はなかったはずである。

ところで，『実践理性批判』の叙述を詳細に検討してみると，事実概念の用い方が原則の演繹の前後で微妙に異なっていることが分かる。つまり演繹以降では「事実」に必ず「いわば」という言い回しが伴っているのである(6)。定義や定理という形で原則を展開することやその原則を説明することに比べて，よりいっそうの論理的厳密さや精緻さが要求される演繹の議論に移行したとき，カントは道徳法則の意識を事実だと断定することにある種のためらいを感じたのではなかろうか。本稿ではさしあたり次のように考えたい。①カントは道徳法則の意識についてそれを文字通り「事実」と認めていた。むしろ『実践理性批判』ではどうしても「事実」という概念を持ち出さなければならなかった。しかし，②ある事情があって，

厳密性が要求される議論でそれを事実だと断定することにためらいを感じ，「いわば」という比喩的な言い回しを付け加えざるを得なかった，ということである。このような考え方によって，何はともあれまず「理性の事実」の事実性を確保したい。なぜどうしても「事実」という概念を用いなければならなかったのか。それにもかかわらず，なぜそのように断定できなかったのか。

道徳法則の意識の事実性についての考察に先立って，まず『純粋理性批判』と『判断力批判』における事実概念を検討しておきたい(7)。

（二）理論哲学における事実概念

『純粋理性批判』を中心にした理論哲学における事実概念に目を向けてみよう。『自然科学の形而上学的基礎』には「自然物の諸事実 Fakta」（Ⅳ46808）という表現がある。自然とは，われわれの感官の，したがって経験の対象である限りの一切の事物の総体であり，一切の現象の全体すなわち感性界のことである。自然についての「自然論 Naturlehre」は，アプリオリな原理に従うか，経験的な原理に従うかによって「自然科学 Naturwissenschaft」と「史的自然論 historische Naturlehre」に区分される。後者はさらに，類似性に従って自然を分類体系化する「自然記述 Naturbeschreibung」と，様々な時と場所における自然を体系的に叙述する「自然史 Naturgeschichte」に区分されるが，いずれも体系的に秩序づけられた「自然物の諸事実」以外のものを含まない。このような事実概念は前章で示した「現象における感官の対象」としての事実概念に重なっていると見てよい。

また，周知のように，理論理性の批判は「われわれの認識能力の純粋な使用を事実 Tatsache として」（Ⅲ03005）前提している。これは通常「学の事実」と呼ばれるが，具体的には「われわれのもつアプリオリな学的認識，つまり純粋数学と一般自然科学の現実性」（Ⅲ10602）を事実として前

提して理論理性の批判の出発点に置くということである。このことは，アプリオリな総合的判断が可能であるかどうかではなく，どのようにして可能かという『純粋理性批判』の問題設定に端的に示されている。純粋数学と自然科学が現実に存在していることをわれわれは経験的に容易に認めることができるわけだから，「学の事実」における事実概念も上の場合と同じように考えてよいだろう(8)。

理論哲学では，次の図のように事実概念が階層的相対的に用いられているが，要するに「事実」は，個別の学問および哲学的反省などの人間の知的な営みに先行するものとして不可避的に与えられていて，それに先立つものからはもはや引き出すことができないものとして捉えられている。「事実」のこの特性をいま仮に事実の不可避的所与性と呼ぶことにしよう。

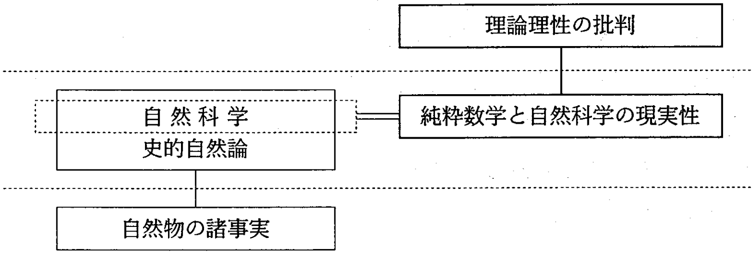

ところで，理論哲学における事実概念のこの特性は当然実践哲学においてもパラレルに生きていると見ることはできないだろうか。「純粋数学と一般自然科学の現実性」が理論理性の批判にとって事実であるのと同様に，「道徳法則の意識」は実践理性の批判にとってそれに先行する不可避的な事実であると見るのである。『道徳形而上学の基礎づけ』では「理性の事実」に相当するところが「明白な確信 Überzeugung」（IV40736）という比較的弱い言葉で表現されているが，『実践理性批判』においてはどうしても「事実」でなければならなかった。もしそうでなければ，そもそも実践理性を批判するということ自体が成立しなくなるからである。それは単なる空想的な虚構に他ならず，独断的形而上学とまさに同じ失敗を繰り

返すことになるからである。

しかし，このように道徳法則の意識が不可避的所与性という点でどうしても「事実」でなければならないとすれば，先に指摘した「理性の事実」における論理的不整合を回避できなくなるのではないか。この点についてはどのように考えたらよいのだろうか。

（三）『判断力批判』における事実概念

『判断力批判』における事実概念に目を向けてみよう。「方法論」の第91節では認識可能な事象について3つのあり方が挙げられている。まず第1に，われわれの経験的認識の対象ではあり得るが，現状ではわれわれの経験の程度を越えているために確証することができない事象，つまり「私見 Meinung」の事象。例えばエーテルとか地球以外の惑星の生物などのことである。第2に，実践理性に関してはアプリオリに考えられなければならないが，理論理性に関してはその限度を越えている事象，つまり「信仰 Glauben」の事象。最高善およびその条件としての神の現存在と魂の不死がこれに該当する。そして第3に，これらの事象と対比されつつ「事実」の事象について次のように述べられている。

> 客観的実在性が（純粋理性によるのであれ経験によるのであれ，純粋理性による場合には理論的与件に基づくのであれ実践的与件に基づくのであれ，すべての場合において概念に対応する直観を介して）証明され得る概念の対象は事実 Tatsachen（res facti）である。（V46812）

具体例として，幾何学，経験によって確証されること，歴史や地理学の対象などが挙げられている。このように「事実」は，前章で指摘した不可避的所与性という特性だけでなく，さらに客観的実在性を証明できるという特性を合わせ持たなければならない。もしそうでなければ，それを「私見」や「信仰」から区別できないことになるからである。「事実」のこの

特性をいま仮に事実における客観的実在性の確証性と呼ぶことにしよう。

ところで，『判断力批判』における事実概念の特徴は，それが２通りに区別されている点である。次のように述べられている。

> すべての事実 Tatsachen は自然概念に属するかあるいは自由概念に属するかのいずれかである。自然概念はその実在性をそれに先立って与えられる（あるいは与えられ得る）感官の対象で証明し，自由概念はその実在性を，理性が道徳法則において不可抗的に要請する理性の原因性によって，この原因性によって可能な感性界におけるある種の結果に関して，十分に確証する。（Ｖ47514）

この区別のうち，自然概念に属する事実の方は，これまで述べてきた「現象における感官の対象」としての事実概念に重なっていると見てよい。他方，自由概念に属する事実の方は，その内容からして『実践理性批判』で「理性の事実」と呼ばれていた事態に重なっているように思われるが，しかしここにはためらいがちのあの「いわば」という言い回しは見当たらない。むしろ『判断力批判』では，それ自体は直観において表象できないにもかかわらず「自由の理念」を積極的に「事実」として規定し，その客観的実在性についても「純粋理性の実践的法則によって，そしてこの法則に適って現実の行為において，したがって経験において確証される」（Ｖ46826）と見ているのである。『実践理性批判』における事実概念の捉え方とは明らかにニュアンスの差異があると言わなければならない。

このように『判断力批判』では自然概念に属する事実と自由概念に属する事実が初めから２通りの事実概念として明示的に提示されている。『実践理性批判』との差異および両者の関係についてどのように考えたらよいのだろうか。

（四）道徳法則の意識の事実性

本稿ではこれまで『純粋理性批判』と『判断力批判』における事実概念

を検討してきた。「事実」は，①不可避的所与性，②客観的実在性の確証性という特性を合わせ持つものとして捉えられた。この観点から改めて道徳法則の意識の事実性について考察することにしたい。

『実践理性批判』において道徳法則の意識が「理性の事実」と呼ばれるとき，不可避的所与性の特性が強く意識されていることは容易に理解されよう。「道徳法則はいわば純粋理性の事実として与えられている」（V04711）ということはすでに見た通りだが，これ以外にも「純粋な実践理性の客観的実在性はアプリオリな道徳法則においていわば事実によって与えられている」（V05515），「この法則を誤解なく与えられたものと見なす」（V03131）などの箇所では，この特性が特に強く意識されていると見てよい［圏点は筆者］。後者の gegeben はゲシュペルトである。しかしこれらの箇所では，すでに指摘したように，「いわば」という言い回しが伴っているのである。しかもその所与性は決して経験的な所与性ではなくて，いかなる直観にも根拠づけられずに「それ自身だけでわれわれに迫り来る」ものであった点が看過されてはならない。道徳法則の意識については「現象における感官の対象」の場合のような客観的実在性の確証性を期待できないのだろうか。

この第２の特性に関しては，「われわれは現実の事例において，いわば事実によって，ある種の行為 Handlung がそのような（英知的な，感性的に制約されない）原因性を前提していることを証明することができる」（V10433）と述べられている。たとえその客観的実在性を直接には証明できないとしても，「ある種の行為」を介してなら証明することができると考えられている。このことは，『判断力批判』においてすでに見たように，自由の理念の客観的実在性が「現実の行為」において確証されることに通じるように思われるが，しかし『実践理性批判』ではそういう現実の行為についてすら「いわば事実によって」という表現にとどまっており，両者には明らかにニュアンスの差異があると言わなければならない。このような著作間での差異についてはどのように考えたらよいのだろうか。また，

当初問題にした「理性の事実」における概念構成上の不整合についてはどのように考えたらよいのだろうか。

本稿では，次のような想定を導入することによって，「理性の事実」の事実性を確保しつつ，しかも同時にその概念構成上の不整合を回避したいと考える。すなわち，理論哲学から実践哲学を経て『判断力批判』に至る批判哲学の思想展開の過程で，事実概念にある種の展開があったと想定するのである。理論哲学では「現象における感官の対象」，つまり「自然概念に属する事実」こそが「事実」と見なされていたが，『判断力批判』に至って「自由概念に属する事実」もまたもう１つの別の種類の「事実」として明示的に提示された。『実践理性批判』における「理性の事実」はこのような展開過程の中間的な様相を示していると見るのである(9)。

『実践理性批判』において道徳法則の意識は批判の出発点として「事実」でなければならなかった。しかしこの時点ではまだ「自由概念に属する事実」という発想が十分ではなくて，もっぱら理論哲学的な「自然概念に属する事実」だけが支配的だった。それゆえ直観を介さずにわれわれに迫り来る道徳法則の意識をそういう意味での事実として断定することにためらいを感じ，「いわば事実」という表現を採用せざるを得なかった。この「いわば」という言い回しの背後には理論哲学の事実概念が想定されていると見るべきである。『実践理性批判』における「理性の事実」が後に『判断力批判』で明示的に提示される「自由概念に属する事実」の先行的萌芽であったとすれば，「理性の事実」における概念構成上の不整合は生じないことになる。つまり「理性の事実」における「事実」は「自然概念に属する事実」ではなくて，その客観的実在性が「行為」を介して確証されるもう一方の「事実」だったと考えられるからである。

結　び

本稿では，「理性の事実」をできるだけ広範な視野から捉え直そうとし

て，カントをできるだけ実在の側に引き寄せて理解しようとした。そして最後には「行為」の概念に行き着いた。しかし本稿では，これについて十分に論及することができず，今後の課題として残された。

道徳法則や義務の意識がカントの倫理学的反省の契機であったのはなぜか。カントがアプリオリ性のうちにだけ倫理的規範を見ようとしたのはなぜか。これらの問に答えるためには，純粋に実践理性的なものと歴史的社会的なものとの関係性を問題にしなければならないだろう。格率論から行為論への視野の拡張は，カント倫理学の基盤としてのカント的エートスへいっそうの接近をもたらすにちがいない。

注

(1) C. L. Michelet, Geschichte der letzten Systeme der Philosophie in Deutschland von Kant bis Hegel. 2Bde., 1837-38 (1967, Olms).

(2) E. Adickes, Kant und das Ding an sich. 1924 (1977, Olms), S. 1. 以下の引用も ibid., S. 1-2.

アディケスは，アカデミー版カント全集の第 3 部，手書きの遺稿集 Handschriftlicher Nachlaß の編集者であり，文献学者であった。「カントにとって，批判期全体にわたって，われわれの自我を触発する多数の物自体の超主観的存在は，一度も疑われたことのない絶対自明なことであった」(ibid., S. 4) ということを遺稿の詳細な分析によって実証し，カントのうちに超越論的観念論と実在論の統一を見ようとした。

(3) 考察の手掛かりを得るために，本稿ではあらかじめ IKS (Institut für angewandte Kommunikations-und Sprachforschung e. V., Bonn) のテキストデータベース (Immanuel Kant: Akademie-Ausgabe Bde. I-IX © 1990 IKS e. V.) と，フリーソフトウェアの TEXAS (Text Analysing System Ver. 2. 00 © 1989 Akira Shimizu) を使用して，アカデミー版カント全集の第 I 巻から第IX巻までの範囲で事実概念の該当箇所を検索した。Faktum だけでなく Tatsache とラテン語の factum もあわせて検索した結果が文末の別表の一覧表である。なお，KANT-KONKORDANZ. 10Bde. は，Faktum について Faktum，Fakta のみを掲載し複数三格 Faktis をカバーしていな

い。また，factum については factum，facti，facta のみを掲載し単数奪格 facto，複数属格 factorum，複数与格 factis をカバーしていない。

別表によれば，『実践理性批判』と『判断力批判』では一見して Faktum と Tatsache の使い分けがあるように見える。それ以外の箇所については，検討の結果，両者に使い分けがあるようには考えられないので，同義で用いられているものとした。またラテン語の factum は『純粋理性批判』の quid facti が念頭にあって検索の対象にしたが，これが頻出する『道徳の形而上学』では多くの箇所でドイツ語の Tat と同義で用いられているので，本稿では取り立てて論及しなかった。同様に，本稿では主に批判の著作に焦点を絞ったので，批判期以前の factum は未検討のまま残された。

なお，カントの著作からの引用はすべてアカデミー版カント全集に拠り，引用箇所はローマ数字と 5 桁の算用数字で示す。ローマ数字が巻数を，算用数字の上 3 桁がページ数，下 2 桁が行数を表す。脚注は算用数字の前に A を付ける。複数行に渡る場合は最初の行だけを記す。ただし，煩雑を避けてローマ数字を省略したものもある。

(4) 拙稿「カント『道徳形而上学の基礎づけ』における「移り行き」の構造」広島哲学会編『哲学』第 47 集，1995，pp. 1-14 を参照されたい。

(5) 別表に挙げた第Ⅵ巻以降の著作の該当箇所を参照せよ。

(6) 「原則の演繹について」の章は，内容的には「説明 Exposition」の部分と「演繹」の部分に分かれている。この「演繹」の部分以降，つまり別表に挙げた『実践理性批判』の Faktum の該当箇所のうち，04712，05517，09127，10433 には gleichsam が伴っているが，それ以前の箇所にはいずれも伴っていない。

(7) 本稿第二章「理論哲学における事実概念」，第三章「『判断力批判』における事実概念」は，それぞれ別表の第Ⅲ巻・第Ⅳ巻の著作，および第Ⅴ巻の『判断力批判』の該当箇所の分析に基づいている。

(8) これら以外にもカントは，例えば『純粋理性批判』の「方法論」において「ことごとく失敗した理性の独断的試み」（Ⅲ49832）を「理性の事実 Fakta」（Ⅲ49701）と呼び，この事実を吟味したヒュームの懐疑論は，批判に至る理性の歩みにおいて有益であったと見ている。

(9) 『判断力批判』以後の著作である『道徳の形而上学』の「徳論」では次のように述べられている。「良心は獲得するものではなく，それを手に入れるべきだという義務は存在しない。むしろ人間はだれでも道徳的存在者としてもともとそういうものを自分のうちにもっている。……良心とは，法則の個々の

場合に人間に赦しあるいは責めとして義務を掲げる実践理性である。……それゆえ避けることのできない事実 Tatsache であり，責務や義務ではない。」（VI40023）このように良心を事実として断定する「徳論」の捉え方は，事実概念の展開という本稿の想定を支援しているように思われる。

（別 表）

Bd.	Faktum	Tatsache	factum
I	Gedanken von der wahren Schätzung der lebendigen Kräfte.		
	04813		
	Meditaionum quarundam de igne succincta delineatio.		
			37322 37410 37413 37435 37709 38202
	Principiorum primorum cognitionis metaphysicae nova dilucidatio.		
			39004 39010 39229 39315 39523 39936 40107 40136 40140 40504 40522 41533
	Monadologiam physicam.		
			48312 48329 48523 48623
II	De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis.		
			41727
III	Kritik der reinen Vernunf. (2. Aufl.)		
	10010 10604 49701 49712 49833 50107	03006 09917 32612	09917 10103
IV	Kritik der reinen Vernunf. (1. Aufl.)		
	06913	06820	06820 07006
	Prolegomena.		
	27434 27926		
	Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaft.		
	46808 46825		
V	Kritik der praktischen Vernunft.		
	00612 03124 03133 03202 04206 04209 04307 04712 05517 09127 10433		11304
	Kritik der Urteilskraft.		
		46713 46816 46821 46824 46829 A46801 46917 46922 A46904 47034 47416 47509 47511 47514	46816

VI	Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft.		
	02202 A02312 10302 15817 16401		03134
	Metaphysik der Sitten.		
	23010 25229 27004 30418 31205 31829 37124 37129	37129 40031	22336 22723 26009 26920 27115 27628 28002 36107 42513
VII	Der Streit der Fakultäten.		
	A06613 06913		
	Anthropologie in pragmatischer Hinsicht.		
	A28006		23431
VIII	Nachricht an Ärzte.		
	00812		
	Rezensionen von J. G. Herders Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit.		
	06316		
	Bestimmung des Begriffs einer Menschenrasse.		
	09613 09619 09622 09631		
	Was heißt: Sich im Denken orientieren?		
	14531 14533 14610 14625		
	Über den Gebrauch teleologischer Prinzipien in der Philosophie.		
	A17808	17623	
	Über das Mißlingen aller philosophischen Versuche in der Theodizee.		
	25514 25516		
	Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis.		
	29708 30216		
	Zum ewigen Frieden.		
	A37609		A34908
	Von einem neuerdings erhobenen vornehmen Ton in der Philosophie.		
	39518		
IX	Logik.		
	A07208		

※5桁の数字の上3桁がその巻のページ数，下2桁が行数を表す。
脚注は5桁の数字の前にAを付けた。